

岩手県監査委員告示第28号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立千厩病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年11月9日
 - (2) 本監査実施日 令和5年12月15日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年2月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが5件、784,216円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和5年11月30日付けで該当資産の除却を行った。 他の固定資産についても、改めて台帳との突合を行った上で、除却が必要な資産が残っていないか再確認を行ったほか、本事例について事務局内で共有した。 今後は複数人で台帳確認を行うこととし、除却が必要な資産について遅滞なく会計処理を行えるようにチェック体制を強化する。